

大規模災害に備えて ストーマ用装具を市役所などで預かります

大規模災害時にストーマ用装具を喪失した場合などに備え、市内在住の身体障害者手帳をお持ちの方で、ストーマ用装具を使用している方の非常時用のストーマ用装具を市の施設で預かり保管します。大規模災害時の備えとしてぜひご利用ください。

1

ストーマ用装具を用意してください

蓄便袋、蓄尿袋、付属の衛生用品など(おおむね7日分)

手袋



リムーバー



洗浄クリーム



ガーゼ



ストーマ用装具



はくり剤



2

市役所福祉課窓口または各支所で申請して、 ストーマ用装具を預けてください

申請に必要なもの

- 申請書兼同意書
(福祉課・各支所に用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます)
- 身体障害者手帳
- 保管を希望するストーマ用装具



保管場所

市役所、各支所（西部・鶴里・曽木・駄知・肥田）

3

ストーマ用装具 の受け取り方法

大規模災害時の使用や利用中止で返却を希望する場合は、預けている保管場所に申し出て受け取ってください。

保管しているストーマ用装具の管理

- おおむね年1回、保管しているストーマ用装具の交換をしてください。
(毎年、6月に市からご案内します)
- 市では、品質管理や破損の責は負いません。
(市の故意または重大な過失による場合を除く)
- ※装具は、市で用意するファイルケースで保管します。

災害時の備えとして

- 平時から非常時持出用のストーマ用装具を用意しておく。
(携帯用のバッグなどに入れておく)
- 自宅や市の施設だけでなく、ストーマ用装具を保管できる場所の確保に努める。
(知人、親戚宅など)
- ストーマ用装具の製品名やサイズ、販売店の連絡先などをメモし携帯する。ストーマ手帳・ストーマノートなどをお持ちの方は、それを活用する。



問 福祉課（内線217）